

# 岐阜県公報

第 二 十 八 号  
令 和 元 年 八 月 九 日

(金曜日)

## 目次

告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

(道路維持課) 一五九  
(同) 一六〇

公 示

県営土地改良事業計画の決定  
基本測量の実施  
公共測量の実施  
土地改良区清算人の退任  
落札者等に関する公示

(農地整備課) 一六一  
(用地課) 一六一  
(同) 一六一  
(可茂農林事務所) 一六二  
(郡上土木事務所) 一六三

正 誤

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(税 務 課) 一六三

## 告 示

岐阜県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	関上野線	美濃市大字大矢田字阿古 美二六三四番一地从先から 同 市大字同 一 字同 二六三六番一地从先まで	前 後	二七・八 三・八 三六・八 四・九	二二・九 二二・九	

岐阜県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及

岐阜県公報

毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

令和元年八月九日

岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南濃線 関ヶ原線		養老郡養老町橋爪字大畔一五四八番一 一地先から 同 郡 同 町 同 字 同 牧田川右岸堤防敷地先 (二五四六番一八)まで	別	七 二 八 〇	三 六 九 六	
			後	九 二 四 四	三 六 九 六	

岐阜県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定の 又は 告示 年月日 ほか)
三川 輪島線		岐阜市加野七丁目一番三 地先 同 市 同 二番四地先	一 五 〇 六	令 和 元 年 八 月 九 日	
				平 成 三 十 三 年 八 月 九 日	

岐阜県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定の 又は 告示 年月日 ほか)
岐阜 山線		岐阜市大学北二丁目一八 一 一 地先から 同 市 同 一 地先まで 一 三 三 番	一 九 五 〇	令 和 元 年 八 月 九 日	
				平 成 三 十 三 年 八 月 九 日	

岐阜県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定の 又は 告示 年月日 ほか)

公 示

県道	
坂富 祝加線	
美濃加茂市加茂野町今泉字吹 上九四〇番地先から 同 一 一 六番地先まで 市同 町同 字本	
一五三〇	
令和 元・八・九	
平成 二六・三・九	

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の  
 県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の  
 写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
馬 瀬 地 区	下 呂 市 役 所	同 和 元 八 月 九 日 以 降

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（高精度火山標高データ整備）

三 作業期間

令和元年八月一日から

令和二年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市及び下呂市

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（高精度火山標高データ整備）

三 作業期間

令和元年八月一日から

令和二年三月三十一日まで

四 作業地域

大野郡白川村

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたの  
 で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関  
岐阜県

二 作業種類

公共測量（岐阜県共有空間データ作成）

三 作業期間

令和元年七月十二日から  
令和二年三月六日まで

令和二年三月六日まで

四 作業地域

岐阜県

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により輪之内町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

輪之内町

二 作業種類

公共測量（撮影、数値地形図データ作成）

三 作業期間

令和元年七月十一日から  
令和二年三月六日まで

令和二年三月六日まで

四 作業地域

安八郡輪之内町

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出

があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公示する。

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した清算人

土地改良区	退任した清算人	役名	氏名	住 所
東白川村	令和元年七月二十九日	清算人	安江一成	加茂郡東白川村越原 二二四七番地
土地改良区			今井一孝	二〇一三番地
			安江隆明	一三五八番地一
			今井俊郎	一一一七番地五
			安江浩	一〇六三番地一
			村雲勇市	九一番地
			安江敏治	五七八番地一
			安江兼広	二一九九番地
			渡邊昭彦	一六六九番地
			神戸景典	五二二番地
			安江正孝	三三九番地
			安江保	三三二二番地
			安江成喜	四七五六番地
			樋口重福	三六八九番地
			田口節春	五二五〇番地
			栗本重秋	三三七番地
			今井宏和	一一九三番地
			今井克幸	二九七〇番地
			今井照夫	二〇三三番地二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田 一 肇

- 1 購入物品及び数量 除雪ローザ 8 トン級 3 台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年 6 月 7 日
- 4 落札決定日 令和元年 7 月 17 日
- 5 落札者 岐阜原市名務西町 4 303 7  
コソツカスタマーサポート株式会社 中部カンパニー 藤巻加藤部  
岐阜支店 支店長 惣田 一朗
- 6 落札価格 36,150,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県郡上土木事務所  
(2) 所在地 郡上市八幡町初音1727番地 2

正 誤

(原稿誤り)

平成三十一年三月二十七日号外(三) 岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則（岐阜県規則第十八号）二頁上段前から十一頁目中「第八十三条の二」は「第八十三条の二第一項中『第五三号の二様式』を『第五三号の十三様式』に改め、同条』の、八頁上段中 『第五三号様式』

「第五三号様式」

は 第百三号の二様式

自動車税に係る課税免除自動車の承 第八十三条第一項  
認申請書  
自動車税に係る課税免除自動車に係 第八十三条第一項  
認申請書  
自動車売主の第二次納税義務に係 第八十三条の二第  
一  
項  
徴収金の納付義務免除該当申告書 一項

の、同頁下段中

「第百三号の十二様式 公益等による自動車税減免申請書

第八十

「第百三号の十二様式 公益等による自動車税減免申請書

第八十

三条の十第  
び第八十七

は

「第百三号の十三様式

二項及  
条の四

第二項 』」 第百三号の十三様式

自動車売主の第二次納税義務に係  
る徴収金の納付義務免除該当申告書 第八十  
第一項

三条の十第  
び第八十七

は

「第百三号の十三様式

二項及  
条の四

第二項 』」 第百三号の十三様式

は

「第百三号の十二様式」を「第百三号の十一」に改め、同様式を第百三号の十三  
様式とし、第百三号様式の次に次の十一様式を加える。」の誤り。

「第百三号の十二様式」を「第百三号の十一」に改め、同様式を第百三号の十三  
様式とし、第百三号様式の次に次の十一様式を加える。」の誤り。

令和元年八月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社